

## 第 61 回施設・研修等分科会における審議の結果報告 公共サービス改革法の事業選定等に関するヒアリングについて

第 206 回官民競争入札等監理委員会（平成 29 年 12 月 19 日）において、公共サービス改革法の対象事業の選定状況について審議され、施設・研修等分科会においてヒアリングを実施する事業が決められた。これを受け、第 61 回施設・研修等分科会（平成 30 年 3 月 5 日）において、「京都迎賓館庭園保全管理業務」（内閣府）に関し審議（ヒアリング）を行った。概要は以下のとおりである。

### 1. ヒアリングの内容等

内閣府から、当該業務の概要や庭園管理の現状の説明に加え、発注のさらなる透明化も含めた今後の庭園管理のあり方を新たな第三者委員会によって検討していくことから市場化テストの実施は見送ることとしたい、旨の発言があった。これを受けて、委員から以下のような質問・意見があった。

#### 【委員からの主な意見等】

- (1) 京都市都市緑化協会において、庭園の保全管理の主たる部分を担っている 4 業者（以下「4 業者」という。）の分担や予算配分を誰が決めているのか。結果として 4 業者と作庭者が決めているのではないか。
- (2) 作庭者の位置づけ、作庭者と 4 業者の役割が重要だとしても、京都市都市緑化協会しか受注できない理由はないのではないか。
- (3) 今後設立される第三者委員会と現行の庭園会議との違いは何か。
- (4) 庭園のあり方については、どのように意思決定されるのか。
- (5) 契約金額が増加傾向にあるが、価格の妥当性をどのように確認しているのか。京都市都市緑化協会からの再委託についても確認が必要ではないか。

### 2. ヒアリングを受けた事業主体の対応

審議の中で、内閣府より以下の趣旨の発言があった。

○ 4 業者の予算配分などについては、基本的には京都市都市緑化協会の采配になるが、大きな事項については、迎賓館京都事務所、作庭者、京都市都市緑化協会、有識者で構成される庭園会議において検討される。

○ 京都市都市緑化協会は、京都の庭園関係者が広く同等の立場で参画する唯一の組織で

あり、現時点では、現在の庭園の保全管理体制を整えることは、同協会しかできない。今後、第三者委員会等での議論の中で、中長期的な改善に向けて何か出てこないか、という期待はある。

○庭園会議は、作庭者や業者等も含めたメンバーにより、主として年間の庭園の管理について議論を行う場であり、第三者委員会は、会計などの庭園の専門家ではない方も入った幅広いメンバーで、発注のあり方も含めて中長期的な観点から検討を行う予定である。

○庭園のあり方の意思決定の仕組みについては、庭園会議に加えて、新たな第三者委員会での議論がなされることとなるが、最終的には内閣府で判断せざるを得なくなると理解。

○契約金額は、その年の作業内容によって変化するが、直近の増額は、一般公開による清掃の増によるものである。また、京都市都市緑化協会が、どういう形の下請体制をとっているか、どういう職人がきているかは、内閣府として把握している。

### 3. 結論

内閣府における今後の自主的な取組として、新たな第三者委員会において、庭園の今後の事業の中長期的なあり方、技術者の確保、発注の公正さ、さらには透明性まで検討を行うことが示されたことから、分科会において委員より示された意見も踏まえ内閣府において検討を進めるよう要請し、今後、第三者委員会に関するものも含め内閣府の検討状況をフォローしていくこととした。